

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 蟹江町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.3%
全職員	67.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.2%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	102.2%
本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.9%
31～35年	93.5%
26～30年	89.3%
21～25年	83.3%
16～20年	76.6%
11～15年	86.4%
6～10年	84.6%
1～5年	89.9%

【説明欄】

男女の給与の差異について考えられる理由

・「任期の定めのない常勤職員」：管理職に占める女性の割合は21%であり、女性の割合が少ないため。また、扶養手当の受給者が男性に多いため。

・「全職員」：任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が、男性2%、女性35%であり女性職員が多いため。

※ 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、常勤職員の所定勤務時間（38時間45分/週）を参考として職員数を算出した。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。